


所管部課	子育て支援部 青少年課	部長	吉沢 寿子			
件名	東大和市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について					
		区分	○	1 審議事項		2 報告事項
関係事項	条例規則	東大和市立学童保育所指導員の設置に関する要綱				
	部課機関					
<p>1. 要旨</p> <p>放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（厚生労働省令第63号）が平成30年2月16日付け及び3月30日付けで改正され、放課後児童支援員となることができる者の要件が拡大された。この内容に従い、東大和市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を下記のとおり改正するものである。</p> <p>(1) 放課後児童支援員の要件のうち、「学校教育法の規定により、幼稚園、小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者」を「教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条に規定する免許状を有する者」に変更する。</p> <p>(2) 放課後児童支援員の要件に、「五年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって、市長が適当と認めたもの」を加える。</p> <p>(3) 放課後児童支援員の要件に、「専門職大学の前期課程で、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修了した者」を加える。</p> <p>2. 施行日</p> <p>(1)、(2) は公布の日から施行し、平成30年4月1日から適用する。</p> <p>(3) は平成31年4月1日から施行する。</p> <p>3. 影響及び効果</p> <p>放課後児童支援員となることができる者の要件を拡大することで、より幅広く人材の確保が図られる。</p> <p>2. 経過（現時点に至るまでの経過）</p> <p>文書課審査済み</p> <p>3. 留意事項（問題点等）</p> <p>特になし</p> <p>4. 主管部処理案（検討結果等）</p> <p>庁議終了後、平成30年第2回東大和市議会定例会に議案として提出したい。</p> <p>5. 審議結果</p>						

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。